

# 男女共同参画センター

## 利用料金加算制度(営利・市外加算)の

## 運用変更についてのお知らせ



**令和8年4月1日以降に行う予約から**一部の運用が追加変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

### (現在の運用) ※現在の運用に変更はございません

#### 営利法人・個人事業主

企業・事業活動で利用する場合は営利加算の対象となります。

ただし、企業が行う男女共同参画に資する公益的な活動で入場料等を徴収しない場合は加算対象外となります。

#### その他の団体・個人

##### 営利加算の対象となる利用

- ・来場者から入場料等を徴収する場合。
- ・物品の売買等を行う場合。
- ・会費や月謝等を徴収して塾や教室等の習い事を開催する場合。  
ただし、会費や月謝等が施設利用料の2倍の範囲の場合は、営利加算の対象外となります。  
その際は、事業計画書を提出する必要があります。

##### 営利加算の対象外となる利用

- ・サークル等で各自が活動費を出し合っている場合

### (追加変更点)

#### 講師に対する謝礼・報償費の経費計上

1開催事業につき、講師1名あたり上限3,000円(交通費・お茶代等含む)までを経費として認めます。  
ただし、最大2名までとします。

#### 【事業計画書参考】

【収入】 参加料		【支出】 開催経費	
参加費	固定項目	会場使用料	固定項目
参加人数	固定項目	附属設備使用料	固定項目
		謝礼	3千円/人まで、最大2名
合計		合計	
収支			

### 【お問い合わせ先】

○営利加算制度について:人権文化部 多文化共生・男女共同参画課 TEL:06-4309-3300 FAX:06-4309-3823

○施設利用について:東大阪市立男女共同参画センター(イコーラム)

東大阪市岩田町4-3-22-600 TEL:072-960-9201 FAX:072-960-9207